

資料紹介

文久三年の龍馬と福井藩

吉田 健

福井県文書館研究紀要
第8号 平成23年3月 抜刷

文久三年の龍馬と福井藩

吉田 健*

はじめに

1. 龍馬は慶永に会わずに神戸海軍塾資金を借用した
2. 福井藩が大金1,000両を融資した理由
3. 福井藩の挙藩上洛計画と青山の上京
4. 「上京中日記」にみる龍馬の姿

おわりに

はじめに

昨年の龍馬ブームには本館にも龍馬と福井に関わる質問がいくつか寄せられた。多くは司馬遼太郎の『竜馬がゆく』で描かれた内容について、根拠となる資料を示せというものであった。館では収蔵資料にとどまらず出来るだけ広く関係資料を検索したが、質問者を満足させる結果はなかなか得られなかった。該当資料は見つからず、多くの場合司馬龍馬像を否定する結果を提示することになった。質問者は、司馬氏の都合により好意的に描かれた春嶽ひいては福井藩の姿を資料により再確認したいのであり、資料はあるはずであり、あってほしいのである。まじめに検索しても、資料がなければ、探し方が悪いとしかとらえられかねない、例の厄介で危険な作業でもあった。しかし館にとって今回の作業は、あながち徒労に終わったわけでもない。あちこち資料を探しまわるうちに、龍馬と福井藩の関係について、今まであまり注目されなかった資料をいくつか見出すことができたからである。その成果については、すでに当館のミニ資料展示「龍馬は春嶽に会ったか?」、同企画展示「知られざる幕末維新 福井藩士の記録」などで報告¹⁾した。

ここではそのうちの「上京中日記」について翻刻掲載し、若干の説明を加えた。当館所蔵では無く、マイクロ複写資料は所蔵しているものの、今のところ複写資料の公開の予定のないこの資料を取上げた理由は、原本の書体が読みにくく、一般には利用困難とおもわれるからで、折角の機会なので、先の企画展準備の際、解読した部分を含めてまとめて掲載することにした。このような事情から、当館で閲覧できない資料を紹介するという非常識をお許しいただきたい。

1. 龍馬は慶永に会わずに神戸海軍塾資金を借用した

「上京中日記」（以下「日記」）は文久3年（1863）6月に京都に派遣された福井藩士青山小三郎が書いたもので、特に龍馬と福井藩の関係に注目して紹介するものであるが、ここではまずそれ以前の龍馬と福井藩の関わりについてすこし触れておきたい。

*福井県文書館古文書調査専門員

龍馬が神戸海軍塾の資金借用のため、勝海舟の使いとして福井にやってきたのは、同年の5月20日前後である。この時、政事総裁職をなげうって福井に帰っていた慶永に、龍馬は逢えなかった²⁾。さらに勝が日記に「村田生江一書を附す」と書いた³⁾ 村田氏寿も、前年12月江戸で初めて慶永に対面を許された際、取次いでくれた中根鞆負も不在であった⁴⁾。しかしこのとき龍馬は確かに福井藩から1,000両借用して帰っている⁵⁾。では龍馬は誰に会って借銀についての慶永の了解を取り付けたのか。この件に関する藩の資料は残されていないが、唯一の資料とされる横井小楠の長谷部甚平と三岡八郎にあてた次の書簡がある。

昨夜忝奉存候。然ハ勝拝借高承候処、諸生寮等迄大分広大之打立ニ而、千両程奉願度念願と龍馬申出候。

(段迄カ) (仕候カ)
此□□拝呈□□。

横 井

長谷部様・三 岡様

(文久3年5月 長谷部・三岡宛 小楠書簡 『横井小楠遺稿篇』所収)

この書簡の「然ハ勝拝借高承候処」といきなり始まるところに注目して、書かれた状況を考えてみると、前夜三人が会った際、龍馬の来藩とその理由（借銀）が話題になった。しかし勝拝借高については三人とも知らなかった。そこで翌日小楠が誰かに「承って」1,000両ほどと龍馬が願ひ出たと二人に知らせたというところであろう。この場合小楠は直接龍馬に「承った」のであろうか。小楠は藩の賓客であると同時に、前年12月の「士道忘却事件」以来、藩によって匿われている身分であり、村田が不在だからといって代わりに小楠が藩への取次の窓口になったとは考えられない。もしかりにそうならば小楠は、前夜のうちに金額を即答していなければならない。では小楠は誰に承ったのか。当時の藩財政の責任者である長谷部・三岡⁶⁾ が小楠に頼まなければならない相手は、慶永もしくはその側近しか考えられない。おそらくこの時点では、すでに話が慶永まで上がっていた。すなわち、少なくとも村田・中根・小楠・長谷部・三岡の手を経ずして、通常の事務ルートで話が慶永まであがり、勝の村田宛書簡だけで慶永は了解した。『竜馬がゆく』で描かれているような、慶永への龍馬の直接の説明の場はなかったはずである。すでに慶永と勝との間で、基本的な話ができていたと思われる。しかし、龍馬ファンはがっかりすることはない。5月24日付の書簡に、小楠は次のように書いている。

勝麟太郎兵庫之港にて海軍場を起し、大樹公御巡覧之節御直命専取かゝり申候。近日勝より門人を遣し御助力相願申候。此義は珍重に御座候

兵庫港に海軍所御取立の儀御直に御差図にて速に相決し、前条の通り勝氏に被仰付候。姉小路殿も其躰巡見にて勝氏より存念十分咄し合に相成り候処、同公大に同意にて、御帰京之上、朝・幕より表向被仰付に相成、早々取り懸り候筈に候。此一条は誠に大慶致し候。此事に付ては、小拙よりも勝氏に存念申遣置候。

(文久3年5月24日 在熊社中宛 小楠書簡 『横井小楠遺稿篇』所収)

龍馬が福井を訪れて間もなく書かれたこれらの文章から、神戸の海軍操練所取立てについての情報が龍馬によりもたらされ、小楠自身が大変喜んでいること、さらに「小拙よりも勝氏に存念申遣置候」とあるように、このことについて龍馬と小楠が十分話し合いをしており、勝と小楠の間に立って、両者の意思の疎通について龍馬が十分な働きをしていることがわかる。なにより姉小路公知の同意をえて、「朝・幕より表向き被仰付」と幕府海軍の枠を越えようとするところに、両者の目指すところがあることがわかる。この点についてこそ龍馬を評価しなければならない。

2. 福井藩が大金1,000両を融資した理由

三岡八郎（由利公正）の記憶によれば、このとき、坂本龍馬と横井小楠、三岡八郎は三岡の家で一晩飲み明かしたという。話の内容については語っておらず、他に検証できる資料もない。しかし、龍馬の滞在期間から考えれば、これが「小拙よりも勝氏に存念申遣置候」と小楠が書いた話し合いのうちのひとつであることに違いない。当時第一級の論客小楠・三岡との対話により、福井藩の「存念」もまた龍馬自身に十分伝わったはずである。小楠が三岡を誘ったのには特別な理由があった。この足羽川の両岸に対峙する三岡と小楠の家は、彼らが計画的に配置したものであった。

文久2年（1862）6月、迎えの三岡と熊本を發し、福井に向かった小楠は、途中春嶽の急使に遭遇し一人江戸に向かった。そのまま福井に帰れば、彼ら自身が用意した足羽川の両岸に対峙する屋敷にはいるはずであった。兩人の計画では、住居を足羽川の両岸に構え、「国是三論」すなわち富国論（藩主導による産物流通システムの構築）、強兵論（海軍振興）、士道論（学校論、政治家を育てるのに文武の学校教育は無益）の実践にかかるつもりであった。この新しい住居は、流通システムのセンター物産惣会所（第一大問屋）と足羽川で結ばれ、評定所・郡役所に近接し、外港にあたる三国・宿浦と足羽川で直結する反面、それまでの活動の場であった志比口の鉄砲製造所、明道館からは離れているのであり、彼らの意図が、明瞭かつ露骨に表れている（図1参照）。



図1 小楠客館などの位置（文久3年）



写真1 足羽川の絵葉書（上 明治中期改修工事前 下 同後期改修後）

坂井市春江町 坪田仁兵衛家ほか所蔵

現在の足羽川の様子からは想像しにくいですが、明治33年（1900）から始まった足羽川の改修工事前後の写真絵葉書（小楠の屋敷跡をちょうど三岡の屋敷跡あたりから写したもの）を比べると、工事により川の水面が随分下がったことが確認できる（写真1）。当時の小楠の居宅の裏手には河戸があり、水面が近く、小舟により自由に行き来ができたことがわかる。

このころ小楠が著した「処事変議」には次のようにある。

如何して真の治道を興すといはんに、飽まで士民の好悪疾苦を察し、又緊要欠くべからざるの事業に於ては財を竭して慳まざるにあり、今国家已に士民を恵恤するの端緒を開き、加之三大事業を興せり、農兵なり、蒸気船なり、安島開港なり、事皆大難大費にあらざるはなし、仍て世上其難と費とを見て大に疑懼の論を發し頗其理ありといへ共、疑懼を以て止むべきの事業にあらざれば、愈々是を実行に施し、信義を明らかにして其世俗の見を破るに如ず
(『横井小楠遺稿』所収)

これによれば、「今国家已に士民を恵恤するの端緒を開き、加之三大事業を興せり」とあることから、小楠が江戸に呼ばれた間も、三岡などの手によって計画がすすめられたが、その積極的な財政政策には藩内に批判もあることから「緊要欠くべからざるの事業に於ては財を竭して慳まざるにあり」と主張せざるを得なかったこと。また慶永の京都からの帰福という事態のなか、特に困難で費用も嵩む「三大事業」に批判がたかまり、さらに「愈々是を実行に施し、信義を明らかにして其世俗の見を破るに如ず」と強調せざるをえない状況にあったことがわかる。

このような状況の中で「三大事業」の一つ蒸気船の購入計画が実行に移され、5月末には長崎で125,000ドルで購入した蒸気船黒龍丸が敦賀港に着船する。すでに5月13日には、長谷部・三岡・加藤藤左衛門が召しだされて慶永・茂昭両君から酒肴を賜っており、加藤については「右者此度長崎表より蒸気船御買上心配いたし罷帰候ニ付、御思召被下之⁷⁾」とある。

つまり龍馬がやってきたときには、大金を叩いて買った蒸気船がまさに敦賀へ回航中であり、その運用方法が検討されているときであった。ここに龍馬により、勝の海軍塾の話が持ち込まれたのであるから、乗組員訓練を含めた、黒龍丸利用計画が話し合われたのは当然であろう。簡単にいえば大金125,000ドル（日本円に換算し難いが、のちに幕府に45,000両で売り渡している）で買った黒龍丸の乗組員教育のために、1,000両を出資したと考えるのが妥当であろう。この点についても、当然三者の間で話し合われているはずである。

3. 福井藩の挙藩上洛計画と青山の上京

先の5月24日付小楠書簡は、江戸に帰った一橋慶喜が辞職願を出し横浜鎖港・生麦事件の償金問題がおおもつれになっていること、京都の将軍・幕府官僚はただ江戸に帰りたい一心であること、朝廷も暴論を主張する数人に牛耳られていることなどを挙げる。そして公武ともに見聞に忍びない光景であるから、「近日一大議論を發し、夷人摂海に乗り入るを不待春嶽公尚御上京、一藩を挙げ御供致し、朝廷・幕府に必死に被及言上度」とし、その言上の内容は京都に夷人を呼び寄せ、将軍・関白を初め歴々列座にて談判して道理を得、その道理によって「鎖とも開とも和とも戦とも御決議被成候」ことだとする。さらに、このことはすでに中根鞆負が上京し幕府官僚に書類を提出しているが進展がないので、「右之次第是非々々御取り用に相成候様相願、一藩君臣再び国に帰らざる覚悟を極め可申との議相起り、既に執政両三人は内談致し、近日に大評議に懸り可申」と挙藩上洛計画がこの時点でまさに策定されつつあることを記している。

ところがこの書簡には26日付の「追啓極密」があり、24日付の書簡を書いた夜、姉小路公知暗殺の報と、生麦事件の償金が払われてしまったことによる、京都の幕府官僚の混乱などが伝わったことか

ら、「此許一昨日来君臣大評定と相成り、今一左右之模様因って両君御出京、執政以下大小臣大抵不残程に御供、君臣共に必死を誓ひ、为国家御尽力と申所に、今日決定に相成候」といっきに藩内の「君臣大評定」が進み、此の日（26日）に挙藩上洛計画が決定した経緯が示される。さらに「尤此節は天朝・幕府の御間柄御周旋杯と申事にては一切無之、本書の通り天下に大義理を御立とほし被成候御趣意にて有之候」と、場合によっては幕府を捨てる覚悟であることを強調している。そして、「今一左右之模様因って」決行される準備のため、即日大番頭牧野主殿介一組と村田巳三郎・青山小三郎の出京が命ぜられる。これが、小楠書簡による挙藩上洛計画が決定される経緯であるが、少なくとも24日書簡段階の計画は、恐らく小楠・三岡・龍馬3者会談の際には、披露され検討されていたと思われる。

京都に帰った龍馬が27日に中根を尋ねた記録がある。『続再夢紀事』は中根の「枢密備忘」から次のように引用する。

同日（27日）土藩坂本龍馬來る、中根鞞負面会して時事を談せしに、坂本過般橋水二侯鎖攘の命を奉して東下せられければ、事行はれず、此節已に引籠り居らるゝ由、春岳公の御意見ハ最早行はるべきの機なり、就而は此際速ニ御上京御尽力ある様云々申しき

会談以後の福井藩の計画決定を知らない龍馬は、京都のさらに悪化する情勢を目の当たりにして、挙藩上洛計画の即実行を進言したのであり、まさに計画策定を主導した小楠・三岡らの考えに連動していることがわかる。

4. 「上京中日記」にみる龍馬の姿

以上見るように、この「日記」の著者青山は挙藩上洛計画の準備、情報収集のために派遣された。実際には6月6日に着京、計画がついに実行されることなく7月末の計画推進派の処分によって挫折したため一時帰藩のうえ最後は小楠の熊本行を見送って京に戻っている。青山はその後にも京に残ったため、「日記」には8.18政変関連などの記述が続くが、前半とは書き方も異なるため、翻刻掲出は彼が本来の任務を終えた時点までとした。

挙藩上洛計画が挫折する過程については、なお不明な点が多い。資料が少なく『続再夢紀事』に頼らざるを得ないからであるが、当時の記録である「日記」と付き合わせるにより、新たな事実も判明すると期待される。しかしここでは、紙面の都合もあり、先に見たように福井藩と密接な関係にあった龍馬の記事を中心に若干の検討を加えるに止める。

さて「日記」には將軍を順動丸で江戸に送るため、大坂を離れた勝の代理として6月15日に京都の福井藩邸に現れた龍馬の言動が記されている。まず最初に、率兵上洛を企てた老中格小笠原長行の暗殺計画を持ちかけてきた長州人を説得したことが述べられる。小笠原の暗殺には反対したが、小笠原の行動に理解を示しているのではない。幕臣勝の弟子でありながら、過激派長州人のテロ行為の誘いを受けるといふ、微妙な位置関係を福井藩に隠さず、さらに一応は襲撃計画をとめたが、彼らが「決然之上者、今晚ニも如何事有之候半も難斗」と警告する龍馬の姿がある。つぎに、下関で始った長州と米英などとの戦争については、いわゆる「無二念打払」を実行した長州を積極的に支持するわけではないが、長州が侵略されるのを我慢できない、外国に対する日本人としての意識を強調する龍馬の

姿がある。さらに、前日天保山沖に停泊した英艦の対応について、警備の因幡藩からの知らせに対して、葛（勝）先生の代理として、適切な指示を与えたことが報告される。先生の代理として緊急かつ重大事件を沈着適正に処理する龍馬の姿があるが、この件については、実際は幕府船手役所の役人が対応して無難に引き取らせたとする資料もある⁸⁾。だとすれば、これは他人の成果をもち早く取り入れて利用する、したたかな龍馬の姿かもしれない。

このように小笠原暗殺事件、下関戦争、英艦摂海進入と、何れも最新の朝・幕間の緊急問題を提示した後、本題の春嶽の登京について話題がおよぶ。龍馬は頻りに青山を詰問しつつ「国論之趣」すなわち挙藩上洛計画を引き出す。そしてそれは自分の考えと同じであると喜び、さらに勝先生の意見でもあると話を展開する。緊急課題を解決するには春嶽の上京が必要であることを勝の代理として要求し、かつ自分が勝の単なるメッセンジャーではないことをも主張する。

このあとも薩摩や水戸の風聞についての「勝殿見込」が記されており、自分の考えを交えながら、福井藩の代表と堂々とわたり合う龍馬の姿をほうふつとさせる。

おわりに

文久3年の5月、福井にやってきた龍馬は『竜馬がゆく』にえがかれた姿とは随分ちがっていた。実は春嶽には逢っていないし、借金も5,000両ではなく1,000両であった。このような史実を提示すると、たとえば金額が少なくなった分福井藩と龍馬との関係が薄かったことを暴いたように思われる向きもある。しかしここでは、そのかわりに福井藩と密接にかかわりあっている龍馬像を新たに提示できたと思う。こうなるとあの有名な洗濯の手紙で「今何事かでき候得ハ、二三百人計ハ私し預候得ハ人数きまゝにつかひ申候よふ相成、金子などハ少し入よふなれハ、十・廿両の事は誠に心やすきてき申候⁹⁾」と姉に書いた福井藩との関係も十分に現実味を帯びてくるのである。

注

- 1) 当館ホームページデジタル歴史情報の閲覧室展示コーナーなどのPDF版パンフレットを参照されたい。
- 2) 1) および文書館ミニ資料展示「龍馬は春嶽に会ったか? -『御側向頭取御用日記』から-」にて紹介。
- 3) 「龍馬子を越前江遣す、村田生江一書を附す、これは神戸江土着被命、海軍教授之事ニ付費用不備、助力を乞はむ為成」（『海舟日記』5月16日条）。
- 4) 村田巳三郎は「一同（文久三）年五月十三日加州表江御用有之出立、同廿三日帰」（「土族」松平文庫）。
中根頼負は「一同（文久三）年五月二日御内御用有之ニ付支度出来次第立帰上京被仰付、同七日出立、六月朔日早駈ニ而帰着」（「剥札」松平文庫）。
- 5) 直接には後述の小楠書簡「千両程奉願度念願と龍馬申出候」しか資料はないが、1) のPDF版パンフレット「知られざる幕末維新 福井藩士の記録」中の「関義臣の探索書「風説書」」において、金額が1,000両であることと、その残金の行方について勝が海軍塾の後始末資金として再拝借したことを指摘した。
- 6) 長谷部甚平は「一同（安政六）年十月十一日寺社町奉行渥美新右衛門跡被仰付、御勝手向之儀諸事は迄之通相心得申談候様被仰付候」。三岡八郎は「一同（文久二年九月）廿三日御奉行本役被仰付御役料都合百五拾石被下置候」「一同（文久三年）年五月廿二日席并御役料其俣郡奉行御勝手向并制産方之儀も諸事は迄之通相心得申談候様、且又御役人之儀是迄之通被仰付」（「剥札」松平文庫）。
- 7) 「御側向頭取日記」（松平文庫）。
- 8) 「大日本維新史料稿本」（マイクロフィルムBU105-530）。
- 9) 文久3年6月29日付坂本乙女宛龍馬書簡。

資 料

「文久三年三号

亥六月六日

上京中日記

青山」

亥六月三日

御国表出立、

同六日

京都六条惣会所着、同道近藤惣右衛門

右東近江通

同日

大御番一組之内廿九人京着、惣会所西側之方江居住

九日

番頭牧野主殿介并貢番下之面々一組不殘京着、池永屋敷居住

同日

岡部養竹、舎弟同道ニ而着、

同千本弥三郎・堤五市郎、御国表江早追ニ而出立

キナエン 三瓶 モルヒネ 壺瓶

酒石酸 壺瓶 セメンエン 壺瓶

右者岡部養竹上京ニ付、御国表ニ文字屋より御買ケ之趣ニ而持参、即日此表御勘定所指出候ニ付、一ト先受取置、再受取書付を以引替相渡置申候、目方并代銀之義者於御国表御渡ニ相成候様申事ニ付、御国表御勘定江、此表より御申越被付様申達ス

六月七日

夜伝奏より留主呼出シ手紙来ル、森賢次郎罷出候処、左之通被仰出候、

外夷拒絶期限之事、先達而天下江布告相成候上ハ、於列藩夷船攘付之心得勿論ニ候処、傍觀ニ打過候藩有之候趣、深被悩宸襟候、既ニ於長州兵端相開候ニ付而者皇国一体之儀ニ候間、互ニ応援掃攘有之、皇国之恥辱

ニ不相成候様、闔藩一致決戦尽力、叡慮貫徹致候様御沙汰候事

壺封者封書ニして同時御渡之写

小笠原図書頭上京之子細、不容易情態之旨相聞候、何様之儀も難計候間、其心得可有之、内々御沙汰之事、

六月八日

明九日大樹公御発駕、大坂表江御立寄、二日御逗留ニ而、直ニ江戸表江還御ニ相成候段、西尾□之助方江申来ル、

今朔日巳ノ刻頃、下ノ関江異国船一艘入津、俄ニ御打払、従異船も打立テ、長州家船打破られ、沈ミ込、柱丈ケ相見え申し候、死人も有之由、未人数不詳、右異船之下リ掛ケ之由、入津之处、戦争一時余リニ而跡帰り、豊後姫嶋之方江乗通り申候、異船ハ無事之由、尤フランス船之由、

下ノ関市中土蔵三ヶ所、其外居宅少シ損シ申候

小倉表無事

右、下ノ関より六月朔日未下刻発ニ而浪華表へ申来ルニ付、牧村清左衛門より飛脚を以申来ル

一今度叡慮を以、長州・因州御召之由、然ル処、長州家二者異船打合之折柄故断ニ相成ル

一薩藩近来姉小路後嫌疑ニ涉リ、大抵浪華表迄引払、跡場所々々盛ニ普請取掛最中、風説二者追々国表より多人数繰出シ候風聞之事

肥後藩より追々之内千人計之人数繰出シ候様被仰出、了之助様義者御出京ニ不及候様、在京之有司配慮を以取扱、家老辺ニ而為名代差出候様相成候事

九日

朝四ツ時頃將軍様御発駕ニ相成、浪華表江被為入候

一惣会所裏門腰懸之處江繼足シ、箱番所壱所出来、右之通御出来之上ハ、門限其外規則等被仰出候ニ相成ル

同十日

牧野主殿之介、惣会所梅之間江移ル

同

幸便ニ付、還御并長州打合之一件御国表江申越ス

同日、村田巳三郎京着

同、近藤兩人、伊丹藏人宅江行、留主ニ而面会セス

十一日

肥後藩山田五次郎・江口純三郎・宮川小源太面会、当節同藩党派別れ、如何とも成すべからざる勢、尤長岡佐渡権を得、党類甚盛なる事ニ而何とも云べからざる情態之由

同日

長州打破られ候明証申来ル

同日

夜四ツ時過宿繼飛脚来ル

六月七日

天保山警衛御免	松平相模守
右跡被仰付候	立花左近将監
立花跡被仰付	井伊掃部頭

一大樹公九日昼時伏見より御乗船、暮六ツ時過大坂御入城

小笠原公平渴より同日昼時下坂、夕七ツ時登城、晩八ツ時退出、十日夕八ツ時再登城有之候処、昨夜思召有之ニ付、加判列御免、松平伊豆守殿江御預ケ被成旨被仰出候依之、図書頭殿御城より直様伊豆守殿中屋敷江被罷越事ニ候、今度小笠原同様井上信濃守始五人面々も九日より小笠原同道登

城有之由ニ候得とも、何之御沙汰無之候一還御之義取調候得共、未相知不申、風評ニ者是非兩三日之内と申居候、

右之段大坂表より大谷藤九郎申来ル、井上信州始五人面々、指扣被仰付候、

十二日

下ノ関配聞来ル、早速御国表江申越ス

十三日

丹州方江罷越ス、早飛脚を以大坂表より還御之儀申来ル、尤御軍艦御乗込ニ而速ニ御出帆、

十五日

小笠原閣老一条ニ付、長州人大噴発ニ而、今晚ニも踏込刺殺了簡ニ而、坂下龍馬方江四五人罷越、議論ニ及候処、龍馬之説者甚不同意、譬一ノ唐閣を殺候共、是非幕府之土台より相変候事ニ無之而者、又一ノ閣老而已也、左候得者、所謂前門防虎後門容狼カ如く、必竟先行セン事と激論ニ及候処、聊其意ニ同し候得とも、決然之上者、今晚ニも如何事有之候半も難計、併唐閣老ニ者豈出坂とならんとぞ

赤馬関之事、此先者如何之積ニ候哉、及詰問候処、最早右様ニ相成上者、防長之二国は曠土赤原と相成候迄、尽死力而決戦之見込之由、然といへとも、攘夷決評之御布告有之候而之事ニ候得者、一枚ニ決居候事ハ諸藩之不及事ニのみならず、幕府と及対決といへとも直有長州、夫故一刻も早談判無ん者、坐忍見長州之覆滅哉、今一刻も早談判ニ及ひ候時者、長州豈夷人哉

昨十四日天保山沖江英艦定伯之處、因州より二三発空砲を打候由、同藩人葛先生旅宿江右之段為知来ニ付、塾生武三人追懸行、暫時龜忽之事成へからず、最海底遠浅之事なれば、必定ハツテラニ乗て参るへし、

其節手真似ニ而もいたし、其段及応接、速ニ還すへしと因州人江坂下始及談行候処、因州人も同意ニ而、夫のみニ而出航と相成る、初兵庫江上陸、後天保山へも上陸之由龍馬曰、此節抑如何之訳合ニ而、老公御登京無かと、実ニ不審之段、頻及詰問候ニ付、御国論之趣申問候処、大ニ欣然たる模様、一兩日之内、土藩之者を御藩差出可申心積之處、其御説を拝聞仕候上者、無此上歎と大悦之模様ニ候、最早如右説者全葛先生之心組ニ而、龍馬申残之由、薩州一一事甚懸念之由、過日英人薩州罷越候節、大ニ馳走を致し候由風聞、実ニ言語と形迹と甚相違いたし、大ニ懸念之由、葛殿之見込之由、水戸并甚疑敷覚ゆ、何分先年之見込を以、年長英明之旧見可有之哉、甚不審之由、葛殿見込之由伊達五郎も甚難信用人物ニ候得ハ、必御用心可有之候事何分一刻も早御登京有度候事、私共も一兩日之内登京之上、必死周旋致度心組ニ候事土州老公へも何分御人を被遣、登京御進め被下候様願敷候事一橋様ニも尤御所置之處、如何被為在候哉、今日ニ至可怪事と大ニ懸念之事

加州知邸	津田権五郎
	沢村宗之丞
	門田為之助
土	土方楠左衛門
	安岡覚之助
	田所志摩太郎
紀	蜂須賀駿賀
	同 信太郎

長州萩江為監察使被遣

十六日出京	正親町少将殿
	林春斎殿
	故中山侍従殿事
水府	大野謙介
長州江援軍被申付候国々左通	
南陽五島	亀井隠岐守
一説ニハ	
筑前 中津 小倉 秋月 芸州	
国事御用掛	
鷹司殿	近衛殿
一条殿	二条殿
議奏	
広幡大納言殿	飛鳥井中納言
徳大事中納言殿	三条中納言殿
長谷 三位殿	
伝奏	
坊城大納言殿	野々宮宰相中将殿
参政	
豊岡大蔵卿	東久世少将殿
烏丸侍従殿	
国事御用掛	
三条西中納言殿	六条宰相中将殿
倉橋治部卿殿	川鰭少将殿
万里小路弁殿	勘解由小路中務少輔殿
寄人	
慈野井中将殿	東園中将殿
正親町少将殿	四条侍従殿
沢主水正殿	錦小路右馬頭殿
壬生修理太夫殿	

十六日
帰京
十八(九)日
秋月方江罷越ス、水府大野謙介面会
廿日
朝秋月来ル、同晩宿継来ル、十九日加藤々左衛門下関探索として京着、廿日夕八ツ時

過当地出立、龍馬方江書状出ス

廿一日

朝元田八右衛門方江行、同夜四ツ時過牧野主殿之介御国表江立帰出立、中川宮様御隠遁御願済之由、坊城大納言殿御辭職之事

廿二日

同夜加藤々左衛門浪華表より之書状来ル、朝会津ニ而江戸之時情承ル

廿三日

岡部造酒之助、出渕伝之丞、木内甚兵衛、能瀬角太夫 京着
佐々木要之助

同

会津家老某江戸表江早追ニ而出京

同

浪華表より再加藤々左衛門より之書状来ル
同

夜出帆之事申来ル

□□□

肥後藩江口純三郎来ル

同

土州藩近藤長次郎来ル、
小笠原閣老始水野・井上列悉順動丸ニ而引取候由、同人より承ル

廿五日

六条惣会所より、富田材輔庖子兼として二条御邸江引移ル

紀州藩 高橋鉄蔵

同人之説ニ

此頃中川家より俄ニ、小倉城を襲ひ取、大膳太夫を召捕、長州萩江連行候由風説
一此中摂海江夷人上陸いたし候ニ付出張之役人、兩人切腹被申付候由
一同断之節、大坂御城代より打払申処見合候様被申渡候処、因州家ニ者其節速ニ断、兼而禁帝より攘夷之儀被仰出候義ニ候得者、

此儀御受難致段、直ニ御断ニ相成候由

一土州家者折紙ニ而同様相断候由

右ニ付御城代辺江大ニ相迫り候処、追々紀州辺も同様之説相唱候杯ニ付、紀州家へも相廻、当時困窮之由

何も高橋之風説

一廿三日夜伊丹蔵人宅江肥後藩を名乗面会致度段申込候処、同人宮様御代参ニ而、則追付出立ニ而旅装ニ取掛居候故、相断候得とも、強而面談之義申込候故、無是非及面談候処、何角暫時嘶合、夫より山田勘解由宅江罷越、対話之内、駕式挺持来、伊丹・山田之兩人を乗セ、東町奉行滝川邸江連行、詰問之様子ニ候得共、未何故之事ニ候哉未詳、其節伊丹江仕置候面々、水戸・土佐・長州・肥後之由、門前三拾人斗も控居候由
廿六日

宿継を以近来之事情御国表江申越ス

同 薩藩吉江(井)仲助面会、其節談話之内左之通承候□、左之通り

去ル廿日前後之事ニ候哉(時日不念)、三条殿近衛殿江参上被致、攘夷之一条近来御布告ニも相成、既ニ於長州兵端を開候得とも、諸藩之人心必戦之勢も相見え不申、却而兩端疑惑を生シ候得者、全御方々之御不決より、上者叡慮を奉迷乱、下者人心之疑惑を生候儀と奉存候へハ、御同意之事ニ候得者、一刻も早御策略等之御朝議ニ相成候様仕度候、若御不同意之議ニ候得者、御見込通逐一承度と、頻ニ迫切之御議論ニ相成候由、其節近衛殿ニ者如何之御答振ニ有之候哉、相分不申候、二条殿ニも同様押懸ニ而、前条之通御取詰之処、御答ニ者、今度攘夷之一条者既ニ御布告ニ相成候とは乍申、重大之事柄ニ候得者、輕易之所業ニ相成候而者、皇国之安危ニ係候事ニ候得者、即答ニ者難

及、猶同志之者も有之候事ニ候間、篤ト談判之上存意可申遣也之御答ニ有之候趣
同人云、今度丹州始召連られ候一件者、姉ヶ小路之一条ニ疑嫌有之候と想像之由、右之訳合ニ候得者、宮之御一身ニも如何之変も有之哉も難斗疑念之由

又云、宮之思召近来被為替候事者、全彼等兩人之事ニ関係致疑も有之由

土州藩 前河内愛之助

近藤昶次郎

紀州藩 伊達五郎

岩橋徹輔

吉井□介

奈良原弥八郎

村山材輔

長州医生 長野習栄

七月三日

牧野主殿之介上着

四日

夕七ツ半時過、村田巳三郎急御用ニ付、御国表江出立

同

夕、坂下龍馬御邸江相見え、此度近藤昶次郎義、江戸表江罷越候事ニ取極候得とも、聊訳合も有之ニ付、前河内愛之丞御遣ニ相成候而可然哉被存候間、此段一応巳三郎様江御断申上度儀ニ付、伏見より引返候旨申述、承置

七月四日

村田巳三郎、近衛殿江参殿、御懇之御意共有之由云々

加州知邸 津田権六

六日

朝六条惣会所江引移ル

七日

吉井仲介面会、近衛殿より之御内沙汰承之、

右ニ付夕七ツ時過宿繼飛脚を以申越ス

近々之内大膳太夫殿為御名代、益田弾正登京之筈、召連人数千人斗をと之風聞承之

当月初之頃ニや、久留米社家牧和泉□□被仰付、学習院辺江参勤之由

当時暴論家之内尤甚敷者肥後藩之由

七日

近藤昶次郎御国表江出立ニ付、為旅用金拾兩同人江相渡

五日

肥後藩不破□之助□□之儀ニ付、内藤養吉より御紙面、金子貳拾兩拝借致度候旨願出候ニ付、御奉行出淵伝之丞・御番頭牧野主殿之介辺江相談上借渡ス

七日

右之次第故、用意金拝借之处払底ニ相成候ニ付、佐々木要之介より金子五兩借用

中川宮様を始近衛殿、二条関白殿下江御集会ニ而、御親征辺之处御談破之处、殿下ニも御同意ニ而、直ニ主上江御持出之处、殊之外御驚ニ而、是迄暴論家之執権專ニする事御承知不被為在、御逆鱗之御様子、翌日

八日

三条家御招呼ニ而甚御憤被遊候由、夫より三条家御所勞之御断ニ而、御参殿無之由

同日

夜八ツ時比、御国表より精兵五拾并大御番壺組都合百人、早速御繰出之段申来ルニ付、早速御評議之上、当時暫息を止候处、就中近衛様よりも、先々沈静致居候方宜様之御内意故、早速

九日

佐々木・大谷之兩人東西江別レ、差留として出立

十二日

村田巳三郎・近藤□左衛門再京着、即日薩

藩吉江仲介方江罷越

十三日

同人近衛様江参殿、御評議之趣拝承ニ付、
委細十五日暁八ツ時ニ而、御国表江二日振
ニ而飛脚被差立

十四日

夕、長州村田二郎三郎より紙面を以対談之
段申来ル

沢村宗之丞面会

十五日

五郎弟 伊達小次郎

右同人面会

七月十二日左之通被仰出ニ付、
十七日発京之趣

紀州 東園中将殿

明石 四条侍従殿

右為監察使御下向被仰出候

七月十日吉井中介面会致し、左之通承申候
一七月三日近衛殿并二乗殿、中川宮様を始
鷹司殿江御押懸ニ而、此節之御政事向且御
親征御見込之處、幾々如何之御見当ニ候哉、
御取詰之處、殿下ニ者殊之外御困窮之由ニ
而、尤何之見込も無之旨御答候處、左様成
事ニ而者不相済のみならず、皇国之安危に
関係致候義を、ヶ様ニ御輕易ニ御取扱ニ相
成候而者一大事之事ニ候間、何之御見込も
無之次第ニ而、御同意之儀ニ候ハヽ、共ニ
書取を以、叡慮御伺ニ相成候様致度候間、
早速御親征等之事を指当り不宜候間との御
決評ニ而、不取敢御伺ニ相成候由、然ル處、
主上ニ者夫程迄之御評議之筋者、御聞不被
遊候事故、殊之外御逆鱗ニ而、八ツ頃之事
ニ候哉、俄ニ三条殿御招呼ニ而参殿之處、
當時之御模様種々御詰問被遊、其上嚴敷御
叱被遊候ニ付、夫より御所勞之御断ニ而、
于今御参殿無之由

此度之義者、主上自ら御新(親)政御政複之思
召立ニ而、四方諸侯之助ヶを御待ニ不被遊
叡慮被為在候由

十一日頃之事ニ哉、島津三郎義俄ニ御親征
一条ニ付、御召之段被仰出

川鰭殿

勘解由小路殿

東久世殿

此三方国事掛中ニ者随分聞分有之人物之由、
前河内より承之

十五日

村田巳三郎薩吉江方江行、不快

十六日

仲介方江行、近衛様江参殿之儀申込候處、
今朝薩藩戦争之事申来ル

六月廿七日英国船四艘カタノ岬トカ失念、
此處ニ廿九日迄定(停)泊之處、朔日より鹿児
島城下江乗込、遂ニ打合相始り、二日同断、
三日同断、則三日打合最中より、右之段町
人体之者申来ル、始末之儀未明細ならず、
何近日委敷一便を待居由、尤打合のみニ而
双方怪我人為指事無之由

十八日

富田材輔浪花表より引取、

下ノ関より之新聞来ル

但十日仕出シ豊前より去ル十日比 出帆
ニ而上京之段申来ル

十九日

朝五ツ半時過、加藤々左衛門・高木要平赤
馬関より上着、同所之時情委敷承之

同

村田巳三郎、吉江仲介方江罷越ス

同

府中平野衛士帰国ニ付、為暇乞罷越ス

廿日

伊丹藏人帰宅、氷解ニ相成候由、詰問三ヶ

条薩州之御使、姉小路、備前江御かたらひ
之ヶ条之由

廿一日

近来、君公朝廷より被召候様之風聞有之趣、
山田内匠より申来ル

関白様一件色々風聞、徳大事殿之事、并諸
太夫之事、滋賀右馬大允宅江一昨夜五六人
押込、同人及殺害候由、并家内も余程之处
疵有之由

夷船渡来之節、從朝廷無二念打払候様再応
之仰出、公辺より者襲来之外者無謂打払不
申様との御指図ニ而、多端二相渉有之候、
然処、今度監察使東園中将殿御国江御指向
二相成、列藩之士并浪人体之者多人数召連、
来ル廿日加太浦江到着、暫逗留之由、就而
者普通之蘭船二而も通行有之、尤炮発之儀、
列藩之者より彼是申立候儀も難斗候、御手
前よりハ、何分公辺御下知無之内軍艦襲来
之外ハ打不申様との御沙汰二候間、其旨相
心得可申候、万一事変ニ及候て、指揮ニ随
ひ奮発、御国得ニ不相成との御沙汰二候事

七月十八日

右紀州家諸家中之面々江、御触之写

写

海岸防禦之儀度々御沙汰之处、往々不備之
聞有之候ニ付、今度紀かた浦、摂州明石浦
等江被立監察使候、是迄傍觀畏縮之藩有之
趣二候、自後右様之輩有之候得者、屹度御
沙汰、被召上官位□□、列藩も其心得可有
之、御沙汰之事

七月

写

別紙之通被仰出候、在国御一列不洩様早々
御伝達可有之候、仍而申入候也

七月廿四日

定 □

雅 典

在京之藩

松平相模守殿

松平淡路守殿

上松弾正大弼殿

松平備前守殿

加賀	長州	仙台	藤堂	筑前
津山	御家	明石兵	雲州	薩摩
有馬	細川	南部美	立花飛	芸州
柳川	佐竹	伊達遠	丹羽	大隅島
土州	津輕	南部遠	武州川	越和大和守
宗	松平飛	亀井隱	溝江	島津淡
松平稠松殿				

右在国之藩江御達有之、尤留主居名充二而

備前留主居 諸井宇右衛門

太西定次郎

上杉同 木滑要人

阿波 合田肥源次

津田要之丞

森国之介

因州 安達清一郎

山部隼太

廿四日

夕七ツ半時過、村田巳三郎早追ニ而、御国
表江罷越ス

廿五日

宿繼を以御用状差出ス

同

肥後人面会、航海術方之由 余田三右衛門

廿六日

松平伊豆守殿近々上京之由

近々 薩州 大嶋三右衛門

御召之 筑前 平野二郎

風聞 信州 佐久間修理

旅宿木屋町通松原上ル

肥後藩国友半右衛門、今度国許より四国
筋為探索罷越、当時滞留

廿七日

暁、左之通四条御旅丁二板書二而有之
高台寺奸僧共、朝敵ⅡⅡ寄宿差許シ候段、
不屈至極二付、被神災焼捨候事、向後右様
之者於有之者、可処同罪者也

廿六日

夕七ツ半時比、御国表より田中理右衛門を
以、一大変動之義、廿五日朝五ツ半時御国
表出立ニ付、同日着

廿七日

暁八ツ時過高台寺出火、本堂斗焼失

廿八日

朝西大谷ニ落文有

廿九日

薩州高崎佐太郎面会

一□侯近々御上京之事

一御人数御差出之事

一御国論一条之事

一江戸表江御乗出之事

一海備一条之事

一当時大嫌疑之事

一木内より小野氏江遺物之件

一冬物御納戸荷物ニ而

御差出之事

一牧野様江御届之沓封

御国表より

小野氏より木内氏江之目貫入書状

沓封届之事

過日京都表江御回送合羽之中江

木内氏より拾沓枚入込有之事

一親兵交代之事

但新御番組ニ而

一肥薩京邸江御参府一条被通候事

一田中理右衛門帰国之一条

一中判帰福之事

一江口純三郎荷物国許江廻之事

一平瀬氏江・木内氏江届状沓封

八月三日左之通

長谷部甚平儀

勤務中近年

別而我意相募り

自己之取計等も有之品々

御政道ニ相触候儀共、追々達

御聴、不屈ニ付、蟄居被仰付、

伯父協江家督相続被仰付

式百石被下置大番組江被入

遠慮被仰付、兩人共急度相慎

可罷在候、協義他国御留主中

ニ付罷帰候上可申渡候、右取扱

其方江被仰付候間、甚平宅江罷越

右之趣申渡可被取扱候、以上

町奉行 平本但見

御家老 稲葉采女

同四日

御奉行 出淵伝之丞

在京中御目付兼

御目付 浅井権十郎

御供頭見習 荻野□

御供頭其儘

御先添物頭 大谷儀左衛門

郡奉行 吉田作太夫

金津定番 柳原幸八

ノ

一肥薩江御達之事

此度当ⅡⅡ参府之義者此中より

毎々幕府より御相談有之ニ付、急

ニ出府可致候様被仰出候得とも、其頃

不快ニ付、家老共ニ而も差越來候間

此者江御談被下様申上候処、□

全快次第出府可致様被仰出
候ニ付、近々上京可致筈ニ候間、此
段御承知被下、猶□□次第ニ而
出府之儀ニ候間、御序之節御国許江
御申越被下度存候
一加藤々左衛門より 五種唐詩選
誂ニ付 金貳歩貳朱受取置
届書状之覚
岡部 壺封
中山 壺封
今立 貳通
牧野江 四通
牧野より金貳拾兩預置
内藤江之書状壺封

木内江壺封
出渕江壺封
一小楠堂出帆十一日四ツ時裏手より
下流、同道 正使 榊原幸八
副使 平瀬儀作
海福 雪
末松覚兵衛
附人 三人

一八月十二日御国表出立、飯之浦渡
海ニ而、同十五日京着
十八日
大動揺